

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2014年4月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

4月には、職務発明に対して従業員の権利の保護を強化した2014年の法改正に伴い関心が高まっていく職務発明補償金請求訴訟に関する記事を紹介する。

10日付の韓国経済によると、退職したLG電子の研究員が会社を相手に最大80億ウォン台の職務発明補償金請求訴訟を提起した。従業員との特許など知的財産権に対する発明の対価の支払いを事実上義務付けた改正発明振興法が1月31日から施行されるに連れて、同様の訴訟が相次ぐ見通しだ。9日、ソウル中央地方裁判所によると、LG電子の先任研究員であったA氏は、「第4世代移動通信であるロング・ターム・エボリューション(LTE)の基本技術開発による発明補償金を受け取っていない」とし、会社を相手に2億ウォンの請求訴訟を提起した。A氏は、訴訟が有利に展開される場合、請求額を80億ウォン以上に上げると伝えられた。A氏は、LG電子の先任研究員として入り、2008年LTE基本技術を開発するためにコアメンバーとして活動した。LG電子はLTE標準特許として認められた当該技術を米国の通信会社、携帯電話メーカーなどと契約を締結し、今後、第4世代移動通信の携帯電話の製造に当該技術を共有することにした。また、2011年12月、当該技術を含めて4件をパンテックに譲渡し、約95億ウォンを受け取った。A氏は、補償を受けることがないまま会社を退職した。A氏を代理している法律事務所の担当弁護士は、「LTE標準特許1件の価値は、スマートフォンの価格、スマートフォンの販売台数などを用いて求めれば450億ウォン程度と評価されている」とし、「A氏の貢献度を考えると、80億ウォンの発明補償金を受けることになるだろう」と語った。LG電子側は「昨年A氏と協議したが、無理な金額を要求されて訴訟に至った」と伝えた。同様の事件は他にもある。LG電子の研究者であったが退職したB氏は2月末、無線通信の無線LA

N(Wi-Fi)の基本技術発明に係る補償金を受け取っていないとして1億ウォンの訴訟を提起した。サムスン電子の現職研究員のアン某氏が会社を相手に初声検索発明に対する補償金を請求した訴訟は、ソウル高等裁判所で進行中だ。アン氏は、1億1,000万ウォンを要求したが、昨年7月の一審は1,091万ウォンの補償という判決を下した。改正発明振興法第10条は、大企業・中堅企業が従業員と事前に職務発明の使用(通常実施権)と関連する契約を締結していない場合、従業員の発明を無償で使用することができないようにしている。大手法律事務所の知財専門弁護士は、「改正法は、報酬規定を作成する際に、従業員の過半数と協議するなど、会社の義務を増やした」とし、「事前に適切に準備しなければ職務発明補償金紛争が頻繁に起こるだろう」と述べた。

13日付の毎日経済によると、トラック・バス用タイヤに入る核心部品を開発した元研究員に会社が億単位の補償金を支払わなければならないという裁判所の判断が出た。自社所属の研究者が開発した特許技術で莫大な利益を得た場合、会社は賃金とは別に補償金を払わなければならないという「職務発明補償請求権」を裁判所が認めたのだ。ソウル高裁民事5部は、韓国タイヤ元研究員のハン氏が提起した職務発明補償金請求訴訟で1億4,000万ウォンの補償判決を下したと8日明らかにした。ハン氏は、1988~1999年に開発されたトラック・バス用タイヤの技術で韓国タイヤが10兆ウォン相当の売上を上げても補償をしなかったとし、2011年に訴訟を提起した。昨年5月に1審で裁判所は1億4,000万ウォンの補償の判決を下し、2審も寄与度などを考慮して、1審判決を維持した。韓国タイヤは、特許発明が出願当時には新技術ではなかったとし、特許性を否定する趣旨で補償判決が不当であると主張したが、裁判所は受け入れなかった。裁判部は、「韓国タイヤは、他の発明と実質的に同一であるか容易に類推すること

ができる自由実施技術だと主張している」とし、「しかし、既に公知された技術であり、これを自由に行うことができるという主張を認める何らの資料がない」と明らかにした。特許法は、従業員が開発した特許技術に対して会社は正当な補償をしなければな

らないと規定しているが、補償額は、会社が得た利益への貢献度を計算して決定される。ハン氏が開発したタイヤ・スチール・コードは、トラック用タイヤの安定性と耐久性を決定する重要な部品だとう。

《訴訟関係》

- ▲2日、業界によると、サムスン電子は昨年まで韓国国内特許7,643件の出願、外国特許を1万1,289件を出願した。これにより、2013年に米国特許取得件数は4,676件で、2006年からIBMに続き、8年連続で2位を維持している。(3日 ファ)
- ▲コーロンインダストリーが米国デュポン社を相手に繰り広げた営業秘密侵害関連の控訴審において、バージニア州控訴裁判所は、下級審裁判部が被告側の証拠を間違って排除したとして、2011年に出された1審判決を覆した。(4日 毎経)
- ▲サムスン電子によれば、米国2次特許訴訟でアップルはサムスンにデータタッピングに関する特許侵害を主張して、スマート機器一台当たり12.49ドルを賠償しろと要求したが、2012年のモトローラとの訴訟では同じ特許の賠償額として0.6ドルを要求している。(10日 朝鮮)
- ▲9日、ソウル中央地方裁判所によると、LG電子の先任研究員であったA氏は、「第4世代移動通信であるロング・ターム・エボリューション(LTE)の基本技術開発による発明補償金を受け取っていない」とし、会社を相手に2億ウォンの請求訴訟を提起した。(10日 韓経)
- ▲韓国特許審判院によると、韓国内トップの製薬会社が多国籍製薬会社を狙った特許無効審判請求が急増している。韓国内15位内の製薬会社の特許無効審判請求は、2012年11件から昨年は32件に増えた。来年3月に施行される「医薬品許可－特許連係制度」を狙って、ファーストジェネリックの地位を先占するためと見られる。(15日 韓経)
- ▲ソウル高裁民事5部は、韓国タイヤ元研究員のハン氏が提起した職務発明補償金請求訴訟で、1億4,000万ウォンの補償判決を下したと8日明らかにした。(15日 毎経)
- ▲チョンホナイスが韓国内1位の浄水器メーカーであるコウェイを相手に、製氷浄水器の特許技術をコピーしたとし、ソウル中央地方裁判所に100億ウォンの特許権侵害訴訟を起こしたと15日明らかにした。(16日 朝鮮)
- ▲20日、韓国特許庁と韓国知識財産保護協会の「2013年N P E s動向年次報告書」によれば、昨年、パテント・トロールが韓国内の企業を相手に提起した特許侵害訴訟は288件で、2009年の54件より5倍以上增加了。(22日 京郷)
- ▲21日、米国サンノゼで開かれているアップルとサムスン電子との間の2次特許訴訟で、サムスン側専門家証人がアップルの特許料要求が多すぎるという鑑定結果を提示した。この証人が算定した適正賠償額は3,840万ドルで、アップル提示金額の57分の1水準。(22日 毎経)
- ▲18日、ドイツの特許専門ブログであるフォス・パテンツによると、アップルがパテント・トロールと評価される子会社を前面に出してアンドロイド陣営を威嚇しているという米国裁判所の判断が出た。(22日 中央)
- ▲22日、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所サンノゼ支所で開かれた裁判で、グーグルの弁護人は、グーグルとサムスン電子の「モバイル・アプリケーションの販売契約」について説明し、グーグルがサムスン電子との契約内容に伴い、サムスン電子－アップルが繰り広げる2次特許訴訟で、サムスン電子の裁判防御費用の一部とサムスンが敗訴する場合に損害賠償額も一部負担しなければならないことを明らかにした。(24日 朝鮮)
- ▲リホムクチエン(LIHOM-CUCHEN)は、ソウル中央地方裁判所がクク(CUCKOO)電子が提起した特許権侵害禁止仮処分申請に理由がないとして棄却したと24日明らかにした。これに対してクク電子は、判決文でリホムクチエンが特許侵害の事実を認めたとし、本案訴訟を進めるという立場。(25日 電子)
- ▲ヨーロッパ連合競争当局は、サムスン電子の標準特許乱用に関連した反独占違反調査を、罰金賦課な

しに「合意終結」方式で終えたと29日明らかにした。(30日 毎経)

▲29日、関連業界によれば、28日(現地時間)米国で開かれたサムスン電子-アップル間の公判で、担当判事はすべての争点は陪審員団が判断するようにしなければならないとし、両者がそれぞれ出した評決不服法律審理(JMOL)申請を棄却した。(30日 ファ)

《立 法》

▲韓国最高裁判所の司法政策諮問委員会は1日、特許侵害訴訟の1審を高等裁判所所在地の5つの裁判所の専属管轄とする代わりに、ソウル中央地方裁判所の重複管轄を認めて、控訴審は特許裁判所を専属管轄とする内容の「知識財産権侵害事件管轄集中方案」を論議し、建議文を採択して最高裁判所長に建議した。(4日 法律)

《行 政》

▲韓国特許庁は、第1四半期の知識財産権の全体出願件数が、総計10万2,174件と昨年より6.2%(5,943件)増加したと2日明らかにした。権利別には、特許、実用新案、商標がそれぞれ8.5%、10.8%、6.6%増加したが、デザインは1.4%減少した。(3日 ファ)

▲韓国特許庁は、2日午前、韓国政府大田(テジョン)庁舎にて「特許戦略支援団」発足式を行った。支援団は110名余りの審査官が自発的に参与して知的財産権中心の特許獲得戦略など、中小企業の知的財産権の競争力向上のための事業を支援することになる。(3日 デジ)

▲韓国特許庁は、今月から米国、日本、W I P O の海外デザイン情報をキプロスを通じてサービスすると8日明らかにした。今回提供する情報は、米国49万件、日本230万件、W I P O 1万件など、280万件に達する。(9日 デジ)

▲韓国産業通商資源部長官は15日、「ソウルジャパンクラブ」招請の昼食懇談会で、特許侵害訴訟体系が専門性を強化する方針で整備されると明らかにした。日本企業は去る2月、韓国内に特許侵害訴訟の専属管轄裁判所がなく、判決の安定性と専門性が落ちるとし、制度改善を建議したことがある。(15日 連合)

▲韓国特許庁は、韓国貿易協会とともに中小企業の海外権利化費用支援事業を繰り広げると21日明らかにした。企業当り3件、総額1,400万ウォン以内で支援する。(22日 ファ)

▲韓国特許庁は、韓国内知識財産権の「法的状態情報」を、特許情報ウェブサービスである「キプロスピラス(KIPRIS Plus・plus.kipris.or.kr)」を通じて28日から無料で提供すると27日明らかにした。(29日 ファ)

《その他》

▲サムスン電子のイ・ジェヨン副会長は9日、中国海南省ボアオ(博鳌)で開かれた「博鳌フォーラム」に参加して「モバイル通信をベースにした新たなアプリケーションソリューション事業の見通しは明るい」と述べ、サムスンの次世代ビジネスモデルとしてモバイルを基盤としたヘルスケア事業を推進していると明らかにした。これと関連してサムスン電子は、ITと医療技術が融合したヘルスケア分野において、韓国内で最も多い106件の特許を出願し、ドイツのシーメンスと特許共有交渉に着手した。(11日 中央)

※媒体の正式名称(発行社)。

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、毎経:毎日経済(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ:マネートゥディ(マネートゥディ社)、連合:連合ニュース(連合ニュース社)、法律:法律新聞(法律新聞社)